

「図書館は、著作権法の期待に、どうやって応えるのか？」

寺本，振透
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://hdl.handle.net/2324/25953>

出版情報：2013-02-21. 福岡県立図書館
バージョン：
権利関係：

図書館は、著作権法の期待に、 どうやって応えるのか？

平成25年（2013年）2月21日

福岡県立図書館 図書館職員中堅職員研修会

九州大学 教授 寺本振透（法学研究院）

jshin768@gmail.com

I. 「著作権の制限」 規定の読み方

II. 「著作権」 の機能

III. 「情報の媒介者」 として図書館が使命
を果たすために

I. 「著作権の制限」 規定の読み方

- 例えば、“複製権”の規定と、いわゆる“著作権の制限”の規定との関係は？

著作権法21条（複製権）



著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。

著作権法31条（図書館等における複製）

Ⅰ 国立国会図書館及び ... 図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

2 ...

“本文”と“但書き”の関係と同じ

- 21条と31条は、別々の条文に分かれているが、法廷では、次のように読む。
- (21条) 著作権者は、他人に対して、自己の著作物を複製するな、と請求できる。
- (31条) 但し、図書館等における31条所定の要件を満たす複製については、この限りではない。

“但書き”の例

(請負人の担保責任) 民法634条1項

仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。

法律の条文に出てくる“但書き”の意味は？

- “お目こぼし”ではない。
- “特別につくった例外”ではない。

法律の条文に出てくる“但書き”の意味

= 立証責任の分配

- 権利を定める法律の仕組み = 法廷で、原告（訴える側）と被告（訴えられた側）のどちらが、どのような“事実の立証”をしなければならないか、を決める。
- 訴訟の仕組み = 自分が立証しなければならない事実を証明できなかった方の負け。

法律の条文に出てくる“但書き”の意味 = 立証責任の分配

- 本文が定める要件にあてはまる事実
➡原告が立証しなければならない。
- 但書きが定める要件にあてはまる事実
➡被告が立証しなければならない。

著作権法21条と31条1項の場合

- 原告（著作権者） -- 21条所定的事实を立証できなければ負ける。
 - ➡ 被告が“何か”を複製した事。
 - ➡ “何か”が著作物である事。
 - ➡ 原告自身が著作権を有する事。

著作権法21条と31条1項の場合

- 被告（図書館開設者または利用者） -- 21条所定
の事実が原告によって立証されてしまったならば、31条
1項所定的事実を立証できなければ負ける。

➡ 図書館等における図書館資料の複製である
こと。

➡ 1号、2号または3号の場合であること。

「著作権の制限」規定は、「お目こぼし」ではない。

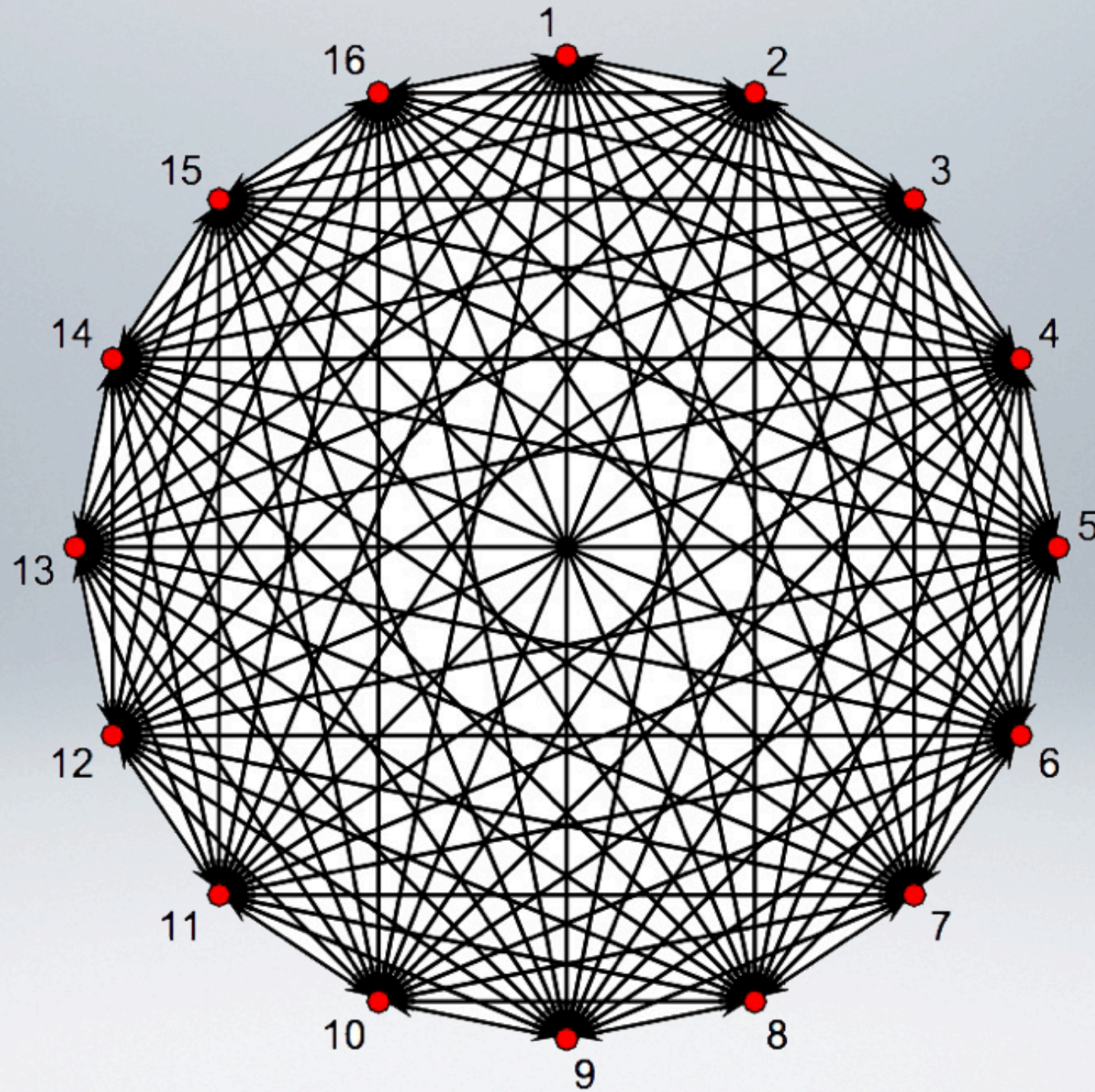
- 図書館の中で本来行われるべき複製に対しては、著作権の効力は及ばない。
- 問題の複製が“図書館の中で本来行われるべきものであったこと”については、証拠に近いところにいる図書館開設者および利用者の方が立証しやすいはずだから、彼らが立証責任を負担する（“自分がやったことは、自分で説明できるでしょ！”ということ）。

II. 著作権の機能



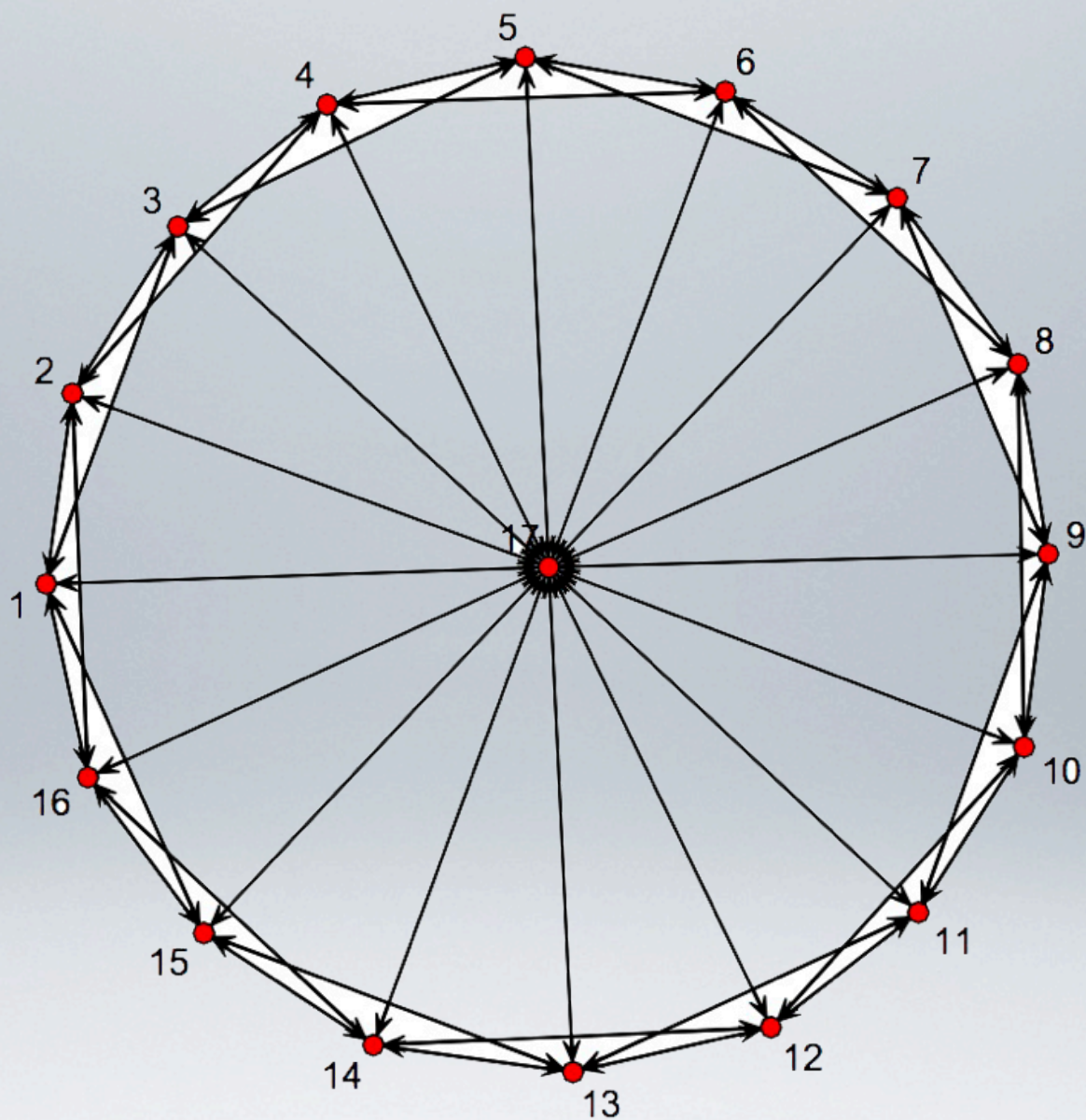
- 図書館の本来の機能に対しては、著作権が及ばない。なぜか？
- 著作権の機能を知れば、理由がわかる。

理想的な情報伝達のかたち = 完全グラフ



すべての人々が、直接につながって、情報を交換する。

現実的な情報伝達のかたち = ハブとスポーク



誰か（出版社、図書館など）が、情報を集めて、皆に（再）発信する。

“ハブとスポーク”の長所と短所

(長所) 情報伝達経路を作り上げるコストが、トータルでは、安い。現実的。

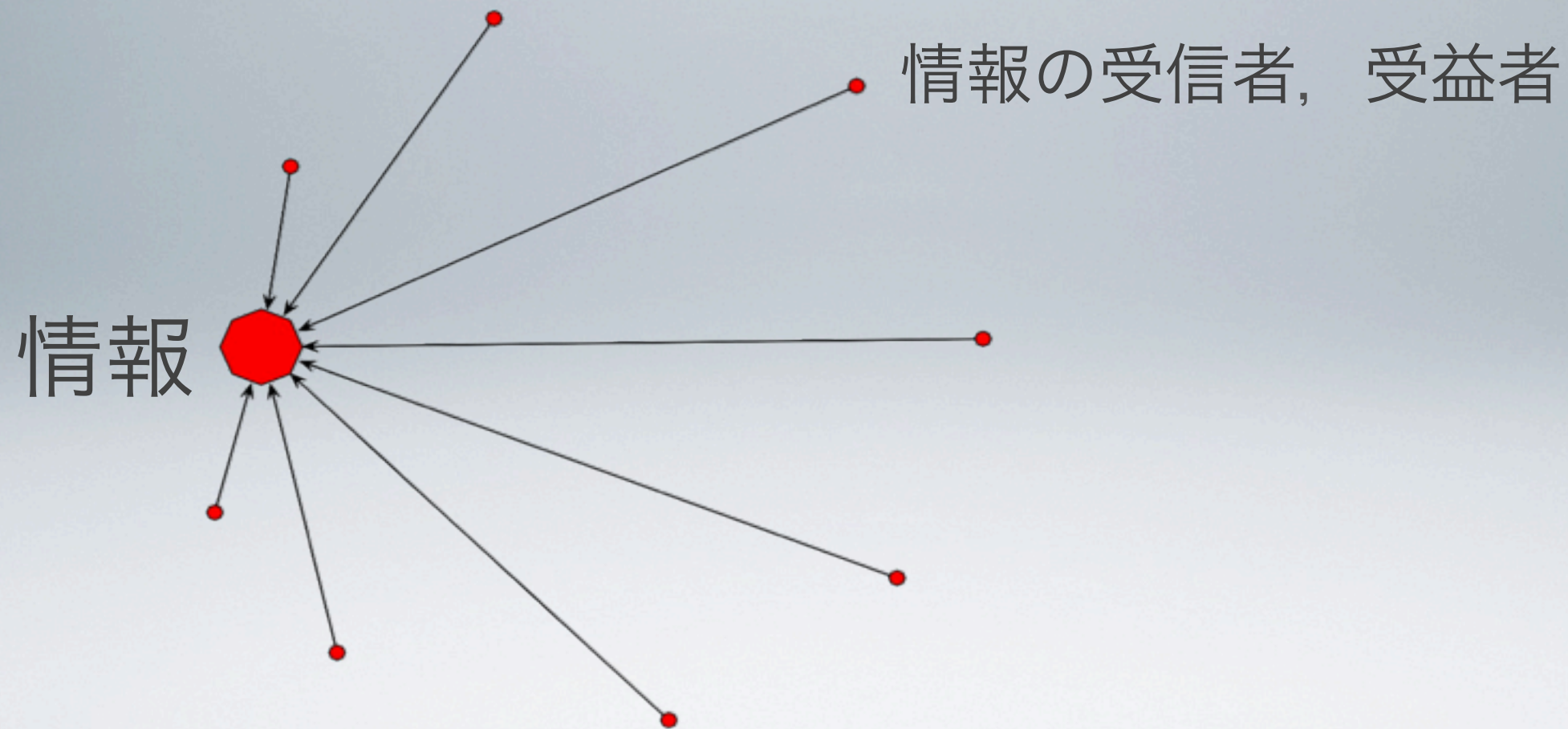
(短所) ハブ (= 中心的な、情報の媒介者) が利用者に対して不親切だと、うまく情報が皆に伝わらない。ハブが切り捨てた情報は、皆に伝わらない。

(課題) “ハブとスポーク” という現実的なかたちを採用しつつ、実質を“完全グラフ”に近づけること。

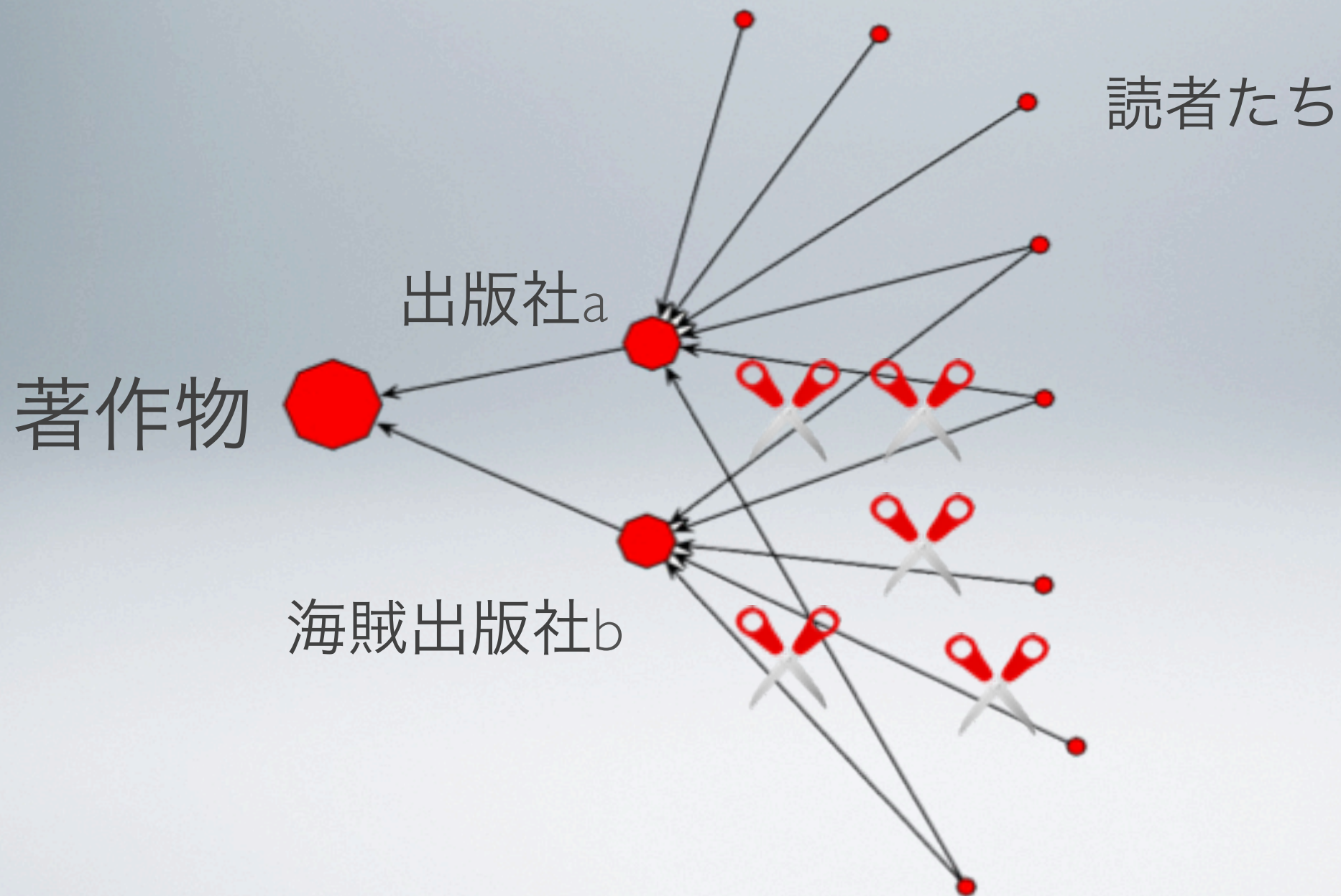
著作権のふしぎ



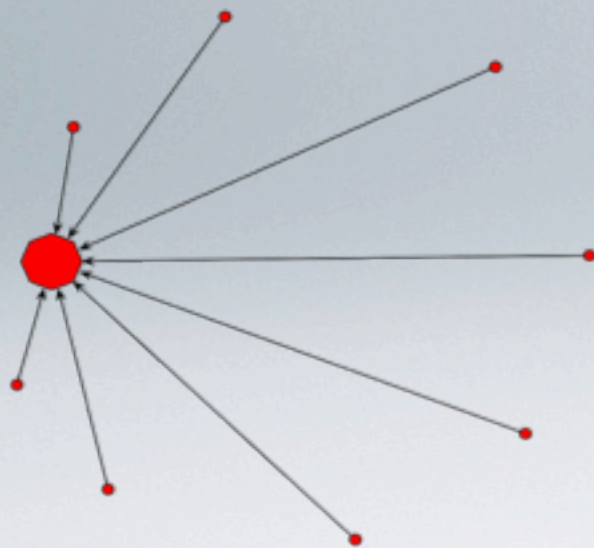
著作権の目的は、
社会に広く新しい情報（の恩恵）を
行き渡らせることでしょうか？



著作権の効力は、
情報伝達のルートを切断することですよね？



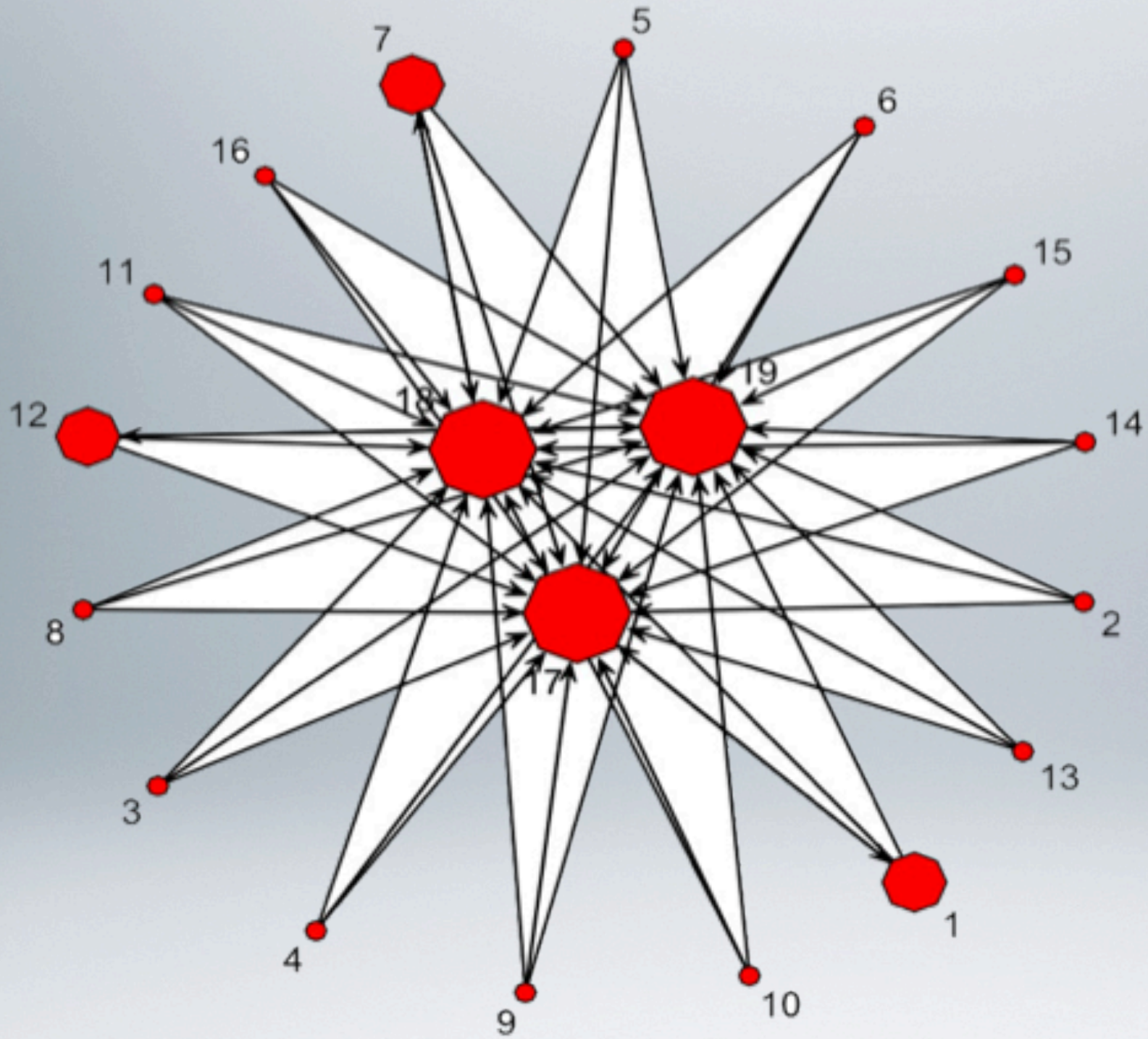
目的と手段が矛盾するよう見えます。



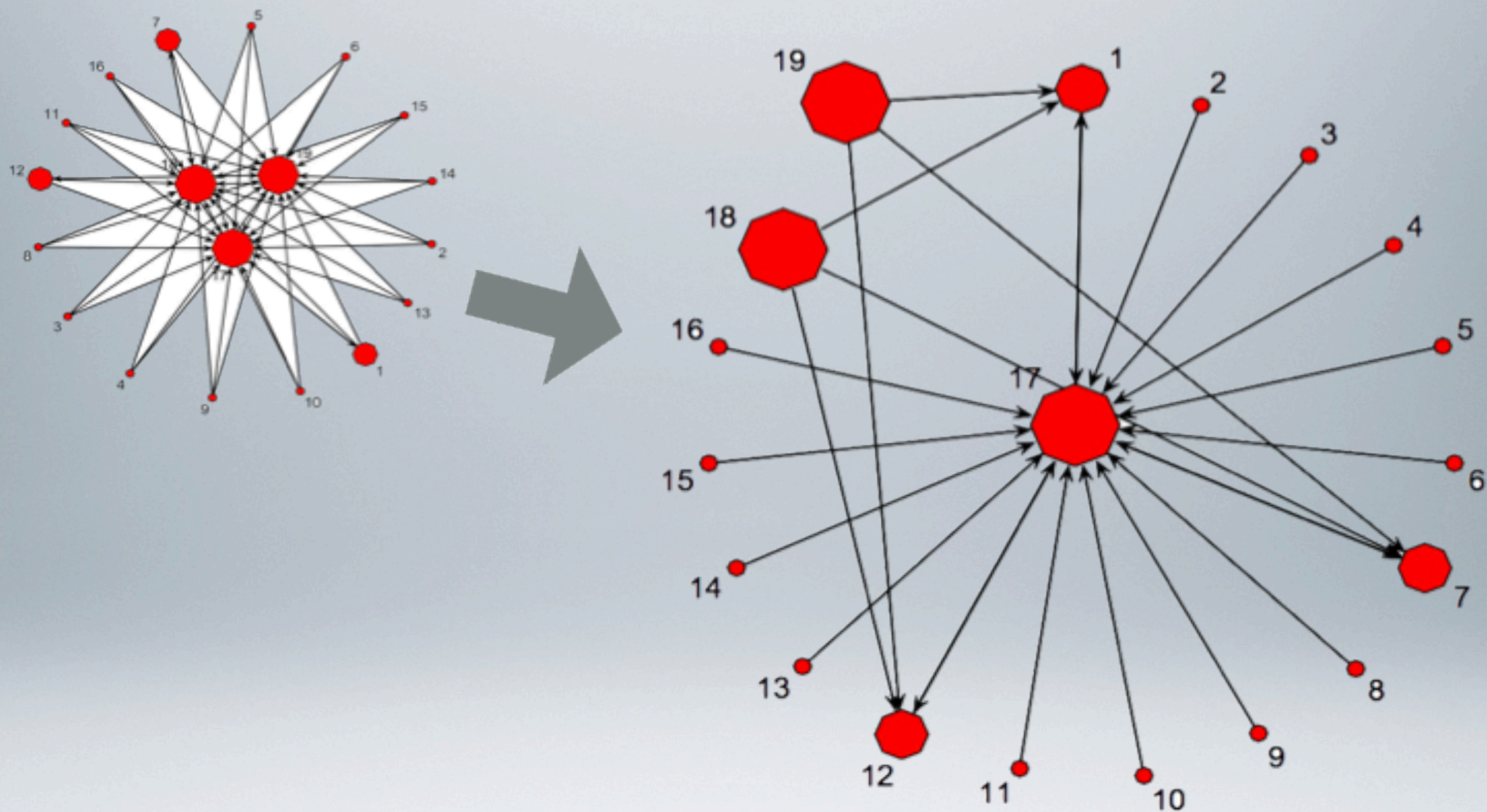
- しかしながら、**ある前提**のもとでは、確かに、このような手段（情報伝達経路の切断）が目的（情報の拡散）を支援します。

ある前提とは？

- 情報を送り出すために必要な投資額が莫大（編集、印刷、出版など）。
- 需要は、簡単に飽和する。
- それゆえ、情報を送り出す企業（出版社など）＝“ハブ”は、競争者を市場から追い出せる見込みがなければ、投資することを決断しづらい。



- 著者：1, 7, 12
- 出版社：17, 18, 19
- 需要者：2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16



- 出版社17は、知的財産権を使って、競争者18, 19を市場から追い出せる。
- そうすると、出版社17は、情報を社会に拡散するという、たいへんリスクーなビジネスに投資する気になるかもしれない。

これが著作権法の仕組みです。

- 競争者を市場から追い出す力=著作権を、著者に与える。
- 出版社は、著者と契約することで、著作権の保護による恩恵に浴する。
- 市場における出版社の死命を制する権利を著者が持っているから、著者の出版社に対する交渉力も、ある程度は維持できる。

図書館	出版社
他の図書館とは、協力する関係にある。	他の出版社とは、競争する関係にある。
他の図書館を市場から追い出す必要がない。	他の出版社を市場から追い出せないのなら、事業の見込がたちにくい。
他の図書館を市場から追い出す必要がない。	出版社の活動を促進するために、排他的な権利=著作権が必要。
独占権の介入は不要。	独占権の介入により、自由競争市場の原則を修正する意味がある。

- 図書館は、出版社が出現するより前から、ハブの機能を果たしてきた。
- 出版社に対するインセンティブとして成立した著作権が、図書館の活動に介入する理由は、本来、存在しない。

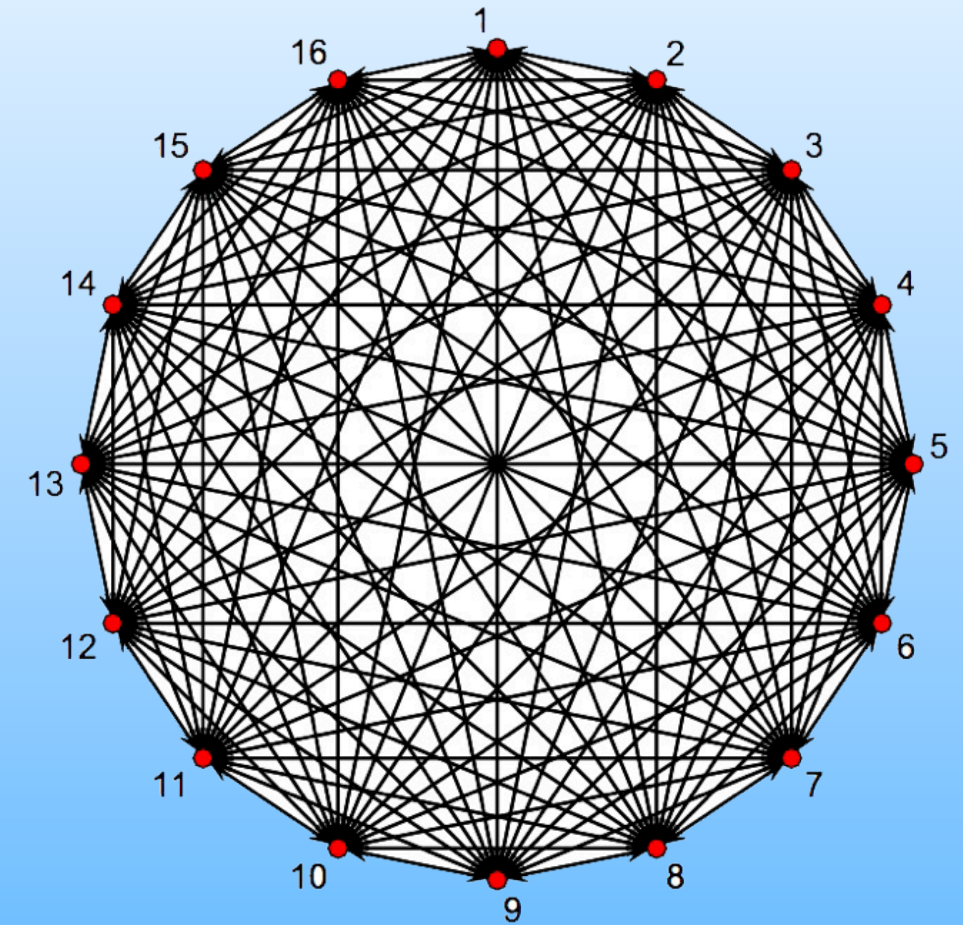
もっとも....

- 現代の図書館が、情報源の大半を出版社に頼っている以上、出版社に対する配慮は必要。
- 図書館というハブと、出版社というハブとの共存が必要。

著作権法が期待する図書館

- ハブ (= 中心的な、情報の媒介者) として、きちんと機能すること。
- “きちんと機能する” ということは、（絶対に到達はできないけれども）完全グラフを目指して日々努力している、ということ。
- 現状に甘んじていると、ハブですらなくなる！！

III. 「情報の媒介者」として図書館が使命を果たすために



- さまざまな制約の中で、どうすれば、完全グラフに近づけるのか？

図書館に行かない人々

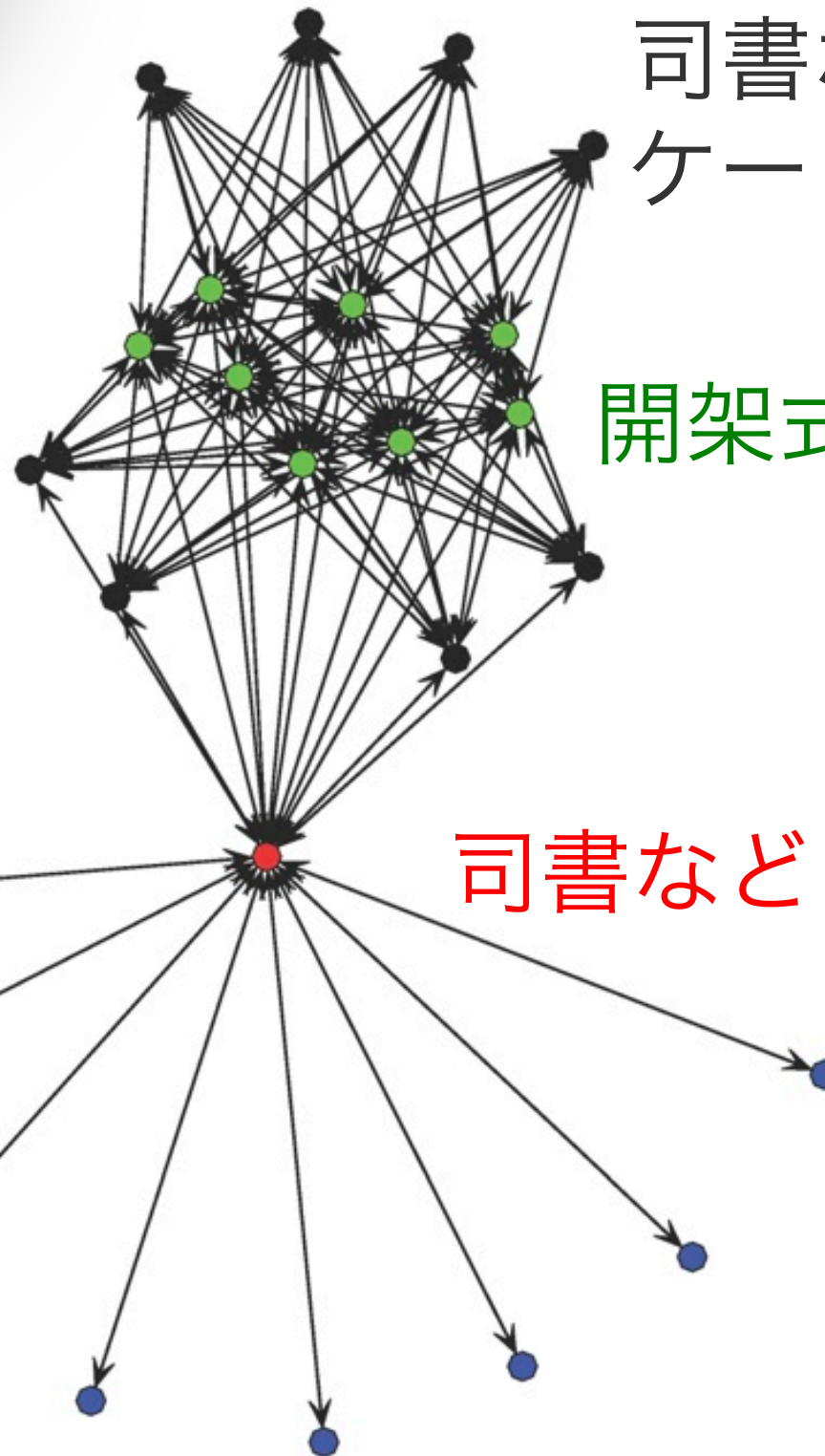
司書などとコミュニケーションしない利用者

開架式書庫内の図書

司書などとコミュニケーションする利用者

司書など

閉架式書庫内の図書



(制約) 距離の障壁--コンビニほどたくさんの図書館を市民の近所につくれるわけではない。

- 距離の障壁を感じさせない魅力を図書館に持たせる。
 - ▶ 図書館の品揃えそのものによる魅力。
 - ▶ 図書館そのものではないが、付帯サービスによる魅力。

(制約) 図書館と市民の関係は、どうしても、“ハブとスポーク”にとどまる。

- せめて、図書館の中だけでも、完全グラフに近づける。
 - ▶ 閉架式書庫の図書と市民の関係は、司書、検索端末などを介した“ハブとスポーク”にとどまってしまいうことを自覚する。
 - ▶ 少しでも多くの図書を開架部分へ。

(制約) すべてを開架式にする余裕がない。

- 閉架式書庫にある図書を、順次、オープンスペースに移して展示し、開架に近いかたちで利用できるようにする。
 - ▶ 毎月、テーマを決めて、収蔵図書を展示する試み等も行われている。

(制約) すべての図書をそろえる余裕がない。

- 図書館同士の貸借関係については、完全グラフを達成することを追求する。
- 利用頻度が少なめであると予想される図書については、図書館ごとに異なる（つまり、個性的な）選択をする方が、ネットワーク全体としては、漏れが少なくなると予想できる。



Thank you.